

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | | |
|--------|--------|--|-------------------------|
| | | | 臨時議長の選出について |
| 日程第 1 | | | 仮議席の指定について |
| 日程第 2 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | | 議長志願者の所信表明 |
| 日程第 4 | 選挙第 1号 | | 議長の選挙について |
| 日程第 5 | | | 会期の決定について |
| 日程第 6 | | | 副議長志願者の所信表明 |
| 日程第 7 | 選挙第 2号 | | 副議長の選挙について |
| 日程第 8 | | | 議席の指定について |
| 日程第 9 | | | 町長の挨拶及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 10 | | | 常任委員の選任について |
| 日程第 11 | | | 議会運営委員の選任について |
| 日程第 12 | 選挙第 3号 | | 遠軽地区広域組合議員の選挙について |
| 日程第 13 | 選挙第 4号 | | 選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 14 | 同意第 1号 | | 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第 15 | 同意第 2号 | | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 16 | 同意第 3号 | | 監査委員の選任について |
| 日程第 17 | 同意第 4号 | | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 18 | 同意第 5号 | | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 19 | 承認第 1号 | | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 20 | 議案第 1号 | | 表彰について |
| 日程第 21 | 議案第 2号 | | 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 22 | | | 特別委員会の設置について |
| 日程第 23 | | | 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書 |

平成29年第7回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年10月26日（木）午前10時08分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | | |
|--------|--------|--|-------------------------|
| | | | 臨時議長の選出について |
| 日程第 1 | | | 仮議席の指定について |
| 日程第 2 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | | | 議長志願者の所信表明 |
| 日程第 4 | 選挙第 1号 | | 議長の選挙について |
| 日程第 5 | | | 会期の決定について |
| 日程第 6 | | | 副議長志願者の所信表明 |
| 日程第 7 | 選挙第 2号 | | 副議長の選挙について |
| 日程第 8 | | | 議席の指定について |
| 日程第 9 | | | 町長の挨拶及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 10 | | | 常任委員の選任について |
| 日程第 11 | | | 議会運営委員の選任について |
| 日程第 12 | 選挙第 3号 | | 遠軽地区広域組合議員の選挙について |
| 日程第 13 | 選挙第 4号 | | 選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 14 | 同意第 1号 | | 教育委員会教育長の任命について |
| 日程第 15 | 同意第 2号 | | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 16 | 同意第 3号 | | 監査委員の選任について |
| 日程第 17 | 同意第 4号 | | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第 18 | 同意第 5号 | | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 19 | 承認第 1号 | | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 20 | 議案第 1号 | | 表彰について |
| 日程第 21 | 議案第 2号 | | 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 22 | | | 特別委員会の設置について |
| 日程第 23 | | | 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書 |
-

◎出席議員（16名）

《平成29年 10月26日》

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	舟木淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
地域拠点施設 準備室長	斉藤隆雄君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	大堀聡君	ジオパーク 推進課長	鴻上栄治君
危機対策室参事	山地茂樹君	地域拠点施設 準備室参事	今井昌幸君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	小野寺正彦君
税務課長	会津靖朗君	子育て支援課長	小谷英充君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	菊地隆君
建設課長	金沢一彦君	水道課長	落合一実君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	荒井正教君
生田原総合支所 産業課長	大辻祐一君	教育長	河原英男君
教育部長	小野寺健君	総務課長	大貫雅英君
社会教育課長	堀嶋英俊君	図書館長	中島伸司君

◎議会事務局職員出席者

《平成29年 10月26日》

事務局長 安江陽一郎 君 事務局主幹 渡邊亮司 君
事務局係長 小玉美紀子 君

《平成29年 10月26日》

◎臨時議長の選出について

○事務局長（安江陽一郎君） 臨時議長の御紹介をいたします。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、御出席の年長議員である前田議員を御紹介申し上げます。どうぞ、議長席にお付き願います。

○臨時議長（前田篤秀君） ただいま紹介されました前田です。議長選挙が終わるまでの間、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく申し上げます。

◎開会宣告

○臨時議長（前田篤秀君） ただいまから、平成29年第7回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○臨時議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（前田篤秀君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

議席が決定するまでの間、ただいまの着席の議席を仮議席として指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名について

○臨時議長（前田篤秀君） 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、臨時議長において指名いたします。

秋元議員、阿部議員を指名します。

暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時32分 再開

○臨時議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議長志願者の所信表明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第16条により実施するもので、議会活動の方向性を明確にするとともに、議会の透明性を確保することを目的とするものです。

議長志願者の所信表明を行う方はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田篤秀君） 議長志願者の所信表明なしと認めます。

以上で、議長志願者の所信表明を終わります。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○臨時議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第4 選挙第1号

○臨時議長（前田篤秀君） 日程第4 選挙第1号議長の選挙についてを行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○臨時議長（前田篤秀君） ただいま、一宮議員から議長の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りします。

この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名推選の方法について、指名者をどのようにいたしますか。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 議長指名者に当たりたいと思いますが、お諮り願います。

○臨時議長（前田篤秀君） ただいま、一宮議員から指名者になりたいとの申し出がありました。

お諮りします。

一宮議員を指名者とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、一宮議員を指名者とすることに決定しました。

一宮議員、議長の指名をお願いします。

○5番（一宮龍彦君） 議長に前田議員を指名いたします。

○臨時議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

ただいま、議長に指名者から指名のありました前田議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました前田議員が遠軽町議会議長に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をすることになっていますが、臨時議長を務めておりますので省略し、当選承諾の挨拶をいたします。

大変、恐縮ではございますが、職責上この席から挨拶をさせていただきたいと思いません。

一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆さんに御推挙をいただきまして、遠軽町議会議長の要職につくことになりました。誠に身に余る光栄と存じます。

議会運営につきましては、公正無私 of 立場を堅持いたしますことをここにお約束するとともに、議員の皆さんの協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、理事者の皆様に申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことは避けなければなりません。同時に安易な妥協に陥ることはあってはならないと思っております。地方自治は執行機関と議会の二代表制の下、行政と議会が車の両輪のごとく一体となって、常に緊張感を保ちながら遠軽町発展と町民の付託に応えなければならないと考えております。

御協力のほどよろしくをお願いを申し上げまして、私の就任の挨拶といたします。今後ともよろしくをお願いします。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎諸般の報告

○議長（前田篤秀君） 局長をして、諸般の報告をします。

○事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は16人であります。

本日の列席者は佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、平成29年度例月出納検査の結果及び議長の執務につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第21までとなっております。

以上で報告を終わります。

◎日程第5 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第5 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から10月27日までの2日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月27日までの2日間と決定しました。

◎日程第6 副議長志願者の所信表明

○議長（前田篤秀君） 日程第6 副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第16条により実施するもので、議会活動の方向性を明確にするとともに、議会の透明性を確保することを目的とするものであります。

副議長志願者の所信表明を行う方はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 副議長志願者の所信表明なしと認めます。

以上で、副議長志願者の所信表明を終わります。

◎日程第7 選挙第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 選挙第2号副議長の選挙についてを行います。

お諮りします。

この選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法について、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

《平成29年 10月26日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

副議長に今村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました今村議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました今村議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました今村議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

今村議員。

○副議長(今村則康君) ー登壇ー

一言御挨拶申し上げます。

ただいま、副議長に選任されました今村でございます。

このたび、議員皆様方の御支持によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりましたことは大変名誉なことであり、感激いたしているところでございます。同時に、責任の重さを痛感し、公正中立の立場で誠心誠意議長の補佐を務めるとともに、その職責を全うするよう、最大限の努力をいたしたいと願っている次第であります。

遠軽町議会のよき伝統を守りながら、時代に求められた役割を果たし、町民の皆様の声をしっかりと行政に届け、議会の質と力をさらに向上させてまいります。

今後、より一層皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎日程第8 議席の指定について

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議席の指定についてを行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることになっております。

議席についてはくじにより決定したいと思います。

なお、議長の議席番号は最終の16番、副議長については最終2番の15番とすることになっておりますので、御了承をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

それでは、議長において議席を指定します。局長をして、議席番号と氏名を申し上げます。

○事務局長（安江陽一郎君） それでは申し上げます。

1番高橋義詔議員。2番稲場仁子議員。3番、仮議席番号10番佐藤登議員。4番秋元直樹議員。5番一宮龍彦議員。6番竹中裕志議員。7番渡部正騎議員。8番山谷敬二議員。9番阿部君枝議員。10番前島英樹議員。11番、仮議席番号2番佐藤昇議員。12番山本悟議員。13番黒坂貴行議員。14番岩澤武征議員。15番今村則康議員。16番前田篤秀議員。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ただいまのとおり、議席を指定します。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 町長の挨拶及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第9 町長の挨拶及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成29年第7回遠軽町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、遠軽町議会議員選挙において、多くの町民の皆様の信頼を集め、見事に当選の榮譽を勝ち取られましたことに心からお祝いを申し上げます。

私も町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援、御厚情をいただきまして当選の榮譽を賜り、3期目の町政執行の重責を担うこととなりました。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

再びここに登壇いたしまして、誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重さを改めて痛感しているところであります。初心を忘れることなく、町民の皆様から寄せられました期待に応えるべく、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、ともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫のもと、全身全霊で職務に当たる所存であります。

私は、この2期8年間、遠軽町やオホーツク地域のことを優先して考え、町内外に足を運び、皆様からさまざまなお声を聞かせていただき、また御指導、御協力を賜りながらまちづくりを進めてまいりました。

《平成29年 10月26日》

また、新たなごみ焼却施設のえんがるクリーンセンターや人工芝グラウンドを備えたえんがる球技場の完成、長年の懸案事項でありました仮称えんがる町民センターや高規格道路の延伸を見据えた遠軽 I C 道の駅の着工など、大型事業に取り組むとともに、遠軽厚生病院産婦人科の医師確保の問題や J R 石北本線の存続問題など、町民生活に欠かせない新たな課題にも取り組み、産業、福祉、医療、教育、自衛隊駐屯地の存置などに係る政策を実行してまいりました。

今後 4 年間、第 2 次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流、つくる・つながるにぎわいのまち」の実現を目指し、元気あふれるまちづくり、愛情あふれるまちづくり、未来につなぐまちづくり、みんなで創るまちづくり、自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくりを柱として、町政運営に精一杯の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員各位ならびに町民の皆様の御指導、御協力をお願い申し上げます。

なお、具体的な所信につきましては、次の定例会において申し述べさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第 1 号教育委員会教育長の任命については、現教育長の河原英男氏が平成 29 年 1 月 10 日をもって任期満了となりますので、後任の教育長を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第 2 号教育委員会委員の任命については、現委員の新山史賢氏が平成 29 年 1 月 8 日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第 3 号監査委員の選任については、議会選出の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第 4 号公平委員会委員の選任については、現委員の笹原重敏氏が平成 29 年 1 月 8 日をもって任期満了となりますので、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第 5 号固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員の前本雅司氏、秋田博氏及び橋本健一氏が平成 29 年 1 月 8 日をもって任期満了となりますので、後任の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

承認第 1 号専決処分の承認を求めることについては、衆議院の解散により、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成 29 年度遠軽町一般会計補正予算第 4 号の専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第 1 号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 2 号平成 29 年度遠軽町一般会計補正予算第 5 号について御説明申し上げます。

歳入については、寄附金及び繰越金を補正し、寄附金については寄附者の御意思に添い

まして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、生田原温泉ホテルノースキングのボイラーの更新に係る経費を計上したところでは。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の大要です。御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎日程第10 常任委員の選任について

○議長（前田篤秀君） 日程第10 常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

お諮りします。

常任委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時02分 休憩

午後 2時02分 再開

○副議長（今村則康君） 再開します。

議長を交代いたします。

ただいま、総務・文教常任委員に選任されました前田議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長は、固有の権限を有していることから辞任いたしたいとするものであります。

お諮りします。

申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（今村則康君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務・文教常任委員の辞任を許可することに決定しました。

正副委員長の互選について、休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告します。

○事務局長（安江陽一郎君） 御報告をいたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思っております。

総務・文教常任委員会委員長は竹中委員、副委員長は稲場委員であります。

次に、民生常任委員会委員長は11番佐藤委員、副委員長は山谷委員であります。

次に、経済常任委員会委員長は阿部委員、副委員長は秋元委員であります。

以上でございます。

◎日程第11 議会運営委員の選任について

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び

副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告します。

○事務局長（安江陽一郎君） 御報告をいたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

委員長は高橋委員、副委員長は一宮委員であります。

以上でございます。

◎日程第12 選挙第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 選挙第3号遠軽地区広域組合議員の選挙についてを行います。

議員の数は6人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

遠軽地区広域組合議員には、秋元議員、渡部議員、山谷議員、竹中議員、山本議員、私前田を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました6人の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成29年 10月26日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方が遠軽地区広域組合議員に当選されました。当選された6人の方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎日程第13 選挙第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 選挙第4号選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

選挙管理委員には、遠軽町南町3丁目2番地236、中川満之君。遠軽町西町2丁目2番地28、新野尾伸一君。遠軽町旧白滝340番地、児玉富雄君。遠軽町丸瀬布新町235番地、戸井佳穂君。以上4人の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には第1順位に遠軽町南町2丁目7番地32、長谷川光夫君。第2順位に遠軽町丸瀬布新町157番地、織田政幸君。第3順位に遠軽町生田原409番地、高木祥

隆君。第4順位に遠軽町白滝818番地9、水戸勲君。以上4人の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が補充員に当選されました。

当選人には、後刻通知します。

◎日程第14 同意第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 同意第1号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 2時51分 休憩

午後 2時52分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第1号教育委員会教育長の任命について説明いたします。

教育委員会教育長河原英男氏は、平成29年11月10日をもって任期満了となるため、別紙の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙をご覧ください。

住所遠軽町大通北7丁目3番地128、氏名河原英男氏。生年月日昭和22年1月9日であります。

河原英男氏は、人格が高潔で教育行政に関し、識見を有する方でありますので、教育委員会教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

◎日程第15 同意第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第2号教育委員会委員の任命について御説明いたします。

教育委員会委員新山史賢氏が、平成29年11月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙をご覧ください。

住所遠軽町東町3丁目3番地48、氏名新山史賢氏。生年月日昭和23年3月13日であります。

新山史賢氏は、人格が高潔で教育行政に関し、識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 2時57分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

◎日程第16 同意第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 同意第3号監査委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第3号監査委員の選任について御説明いたします。

議員のうちから、監査委員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙をご覧ください。

住所遠軽町岩見通南2丁目1番地14、氏名黒坂貴行氏。生年月日昭和34年12月18日であります。

黒坂貴行氏は、人格が高潔で財務管理その他行政運営に関し、識見を有する方でありますので、監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第3号監査委員の選任についてを採決いたします。
本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

◎日程第17 同意第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 同意第4号公平委員会委員の選任についてを議題と
します。

暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第4号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

公平委員会委員笹原重敏氏が平成29年11月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求め
るものであります。

別紙をご覧ください。

住所遠軽町学田2丁目12番地75、氏名笹原重敏氏。生年月日昭和33年3月21日
であります。

笹原重敏氏は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で、能率的な事務の処理に理解
があり、かつ人事行政に関し、識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選
任いたしたく、議会の同意を求めらるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います
です。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第4号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第18 同意第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員、前本雅司氏、秋田博氏及び橋本健一氏が平成29年11月8日をもって任期満了となるため、別紙の3名の方を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙をご覧ください。

1人目は、住所遠軽町白滝691番地、氏名前本雅司氏。生年月日昭和21年9月25日であります。2人目は、住所遠軽町生田原271番地8、氏名秋田博氏。生年月日昭和22年7月28日であります。3人目は、住所遠軽町東町3丁目3番地54、氏名橋本健一氏。生年月日昭和28年8月5日であります。

以上3名の方は、人格が高潔で、固定資産の評価に関して識見を有する方でありますので、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、3名の方の略歴につきましては、別紙の参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は3人の委員についての同意であります。本案は討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第19 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度遠軽町一般会計補正予算第4号を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第7号につきましては、衆議院の解散により、緊急に補正予算の必要が生じたため、平成29年度遠軽町一般会計補正予算第4号を定めることについて、9月28日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算第4号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,282万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億8,209万5,000円としたものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、3項委託金に1,282万8,000円を追加し、総額を11億6,669万7,000円としたものです。これにより、歳入合計160億6,926万7,000円に1,282万8,000円を追加し、総額を160億8,209万5,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、4項選挙費に1,282万8,000円を追加し、総額を3

0億5,351万9,000円としたものです。これにより、歳出合計160億6,926万7,000円に1,282万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の160億8,209万5,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙一般事務費1,282万8,000円につきましては、衆議院の解散による選挙事務に係る経費として、選挙管理委員会委員報酬13万4,000円から、備品購入費60万1,000円までを計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

14款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金1,282万8,000円につきましては、衆議院議員選挙費委託金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費8ページから9ページ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 9ページ、過日北海道新聞に1表の関係、2表だったか、道新に出ていましたけれども、あのときに事務的な時間というか、その部分で夜中の1時半までかかったということを知っています。

ここを見ていたのですが、当然立会人の方も1時半ころまでおられたかと思うのですが、その下のほうに時間外及び休日勤務手当、臨時的任用職員賃金ということで挙がっていますが、その職員以外の町民の方をお願いしているその費用と、時間外手当というか、そういうものはこの中に入っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 伯谷選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伯谷和昭君） お答えします。

開票立会人ですね。そちらの方の報酬なのですが、通常半日当の場合、1日ですか、になるのですが、日をまたぐ場合にはまた翌日分ということで、多めには、日をまたぐ場合もありますので、その分で積算しておりますので、幾らか余分には見ております。超過勤務等についてもある程度の余分は見ておりますので、そちらのほうで対応するようになるかと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） わかりました。入っているということで理解しました。

それで、一番下のほうにポスター掲示場設置・撤去工事というところで、予算には直接

関係ないのですけれども、今回の選挙でポスターを張りますよね。この間、湧別町のほうを走っていると、あちらのポスター掲示板があるのですが、あれは2段で設置されているのですよね。遠軽は3段なので、直接の話なのですが脚立を持って行って、ちょっと危険な場所もあったり、いろいろなことをしているので、今後2段にするということを提案したいのですがどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 伯谷選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伯谷和昭君） 今回、3段の7列といいますか、3掛ける7で21人分の枠を用意しておりました。16人ということですので。ちょっと横にしまうと、かなり広くなるのかなということで御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 広くなるとかそういう部分ではなくて、安全性の面で傾斜地に立っている場所もあるので、そういう場所については2段にしてあげて、脚立を使わないで張るような格好の看板の高さにしてもらえば皆さん助かると思いますけれども。

○議長（前田篤秀君） 伯谷選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伯谷和昭君） 現場の写真なども出てきますので、ちょっとそちらのほうは検討していきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 29年度遠軽町一般会計補正予算第4号で、歳入歳出それぞれ1,282万8,000円を追加し……。

済みません。では、さかのぼることはできないですね。

○議長（前田篤秀君） だめですね。あとで、歳入のときにやってください。

3番、佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 私が質問したいのは、この資料が多分当初の予算書の資料をいただいているのですけれども、今添付されているものが多分何月かの補正後の資料ではないかと思うのですけれども、その辺は私どもも補正予算をした時点の金額を表示していただきたいなということです。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時14分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2歳入に入ります。

14款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 以上で質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第20 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労といたしまして、中央公園あずまや建設資金としまして500万円の御寄附をいただきました遠軽町大通北3丁目2番地66、田中良吉様。社会福祉振興資金として30万円の御寄附をいただきました遠軽町福路2丁目2番地41、山谷和善様。保健福祉総合センター用としまして液晶テレビ1台及びシアターラックシステム1台の御寄附をいただきました遠軽町東町3丁目3番地71、藤原雅彦様であります。

以上、3件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） これは聞いていいのかと思ったのですがけれども、中央公園あずまや建設資金ということで今回500万円頂戴しています。元々こういった建設の計画があつて500万円寄附してくれたものなのか、こういうお金があつたら、はっきり申し上げて足が出てやるのか、この中でやるのか。その辺の考え方を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 今回の御寄附につきましては、中央公園あずまやを建設していただきたいということでの寄附でありますけれども、元々町としてはこういう計画はございませんでした。御寄附をしていただきました田中様が、地域に大変お世話になったということで、その意思をあずまやという形のものとして表したいということでの御相談でありまして、500万円の中で町としてはあずまやを建設していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第2号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第2号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億584万5,000円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に894万3,000円を追加し、総額を1,453万5,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に1,480万7,000円を追加し、総額を9,344万3,000円とするものです。これにより、歳入合計160億8,209万5,000円に2,375万円を追加し、総額を161億584万5,000円とするものです。

次に歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に894万3,000円を追加し、総額を30億6,246万2,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に1,480万7,000円を追加し、総額を7億4,577万6,000円とするものです。これにより、歳出合計160億8,209万5,000円に2,375万円を追加し、総額を歳入歳出同額の161億584万5,000円とするものです。

《平成29年 10月26日》

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業894万3,000円につきましては、指定寄附12件660万9,274円。ふるさと納税寄附金408件233万3,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、生田原温泉ホテルノースキング管理事業1,480万7,000円につきましては、設備の損傷により生田原コミュニティセンター旧館ボイラー更新工事を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金661万円につきましては、まちづくり振興資金として5件584万3,000円。社会福祉振興資金として5件73万円。いこいの森災害復旧資金として2件3万6,274円の指定寄附をいただいたものです。3目ふるさと納税寄附金233万3,000円につきましては、408件のふるさと納税をいただいたものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,480万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款商工費10ページから11ページ。

高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 11ページのノースキングのボイラー更新工事なのですが、今回いろいろと選挙があったりして詳しい内容が、僕の勘違いでなければ聞いていないかなと思うのですが、内容について資料も何もありませんし、私は全くわからないのですけれどもいかがなものなのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） それでは御説明させていただきます。

本年9月15日早朝に、生田原コミュニティセンター旧館1号ボイラーの警告ランプが作動しまして、指定管理を受けております生田原振興公社がボイラーの点検検査を依頼しております業者に連絡し、点検しました。その結果、ボイラー缶体、本体の熱交換部分なのですが、そこにピンホールが空いており、真空を保てないということが確認されております。応急処置といたしましてパテ埋めをしておりますけれども、補修の部分については確認したところ、ボイラーの缶体とすれば本体部分でありますので、補修部品とし

てはないということで伺っております。

また、溶接についても検討をさせていただきましたけれども、ボイラー缶体の経年劣化により肉厚が薄くなっているということで、溶接補修が困難ということで判断されております。ということで、今回の取り換えということで補正を挙げているところであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1番（高橋義詔君） 今ちょっと、なかなかはっきりすぐはわからないのですけれども、9月15日にそういう故障が認められたということで、9月15日は多分9月の定例会が終わった次の日かな。それくらいですよ。でも、私たちは国会と違って解散したわけではないので、10月20日までは議員なのです。ですから、常任委員会でも開くなり何なりする方法があって、説明する方法ってあったと思うのです。説明もなしに、こうやって本会議でポコッと出てきて、はいいいですよとなかなか難しいのかなと思うのです。状況はわかるのです。ただやはり、説明する必要はあったのではないかなと思うのですけれども、実際にその図面も何もないですし、今の説明だけでは、急を要するので直さなければいけないとは思いますが、ちょっと持って行き方まずくないですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 今の御質問ですけれども、説明がされていませんということにつきましては、こちらの不手際というふうに踏まえております。それで、説明資料につきましては、ここで休憩いただいて資料を増刷りして配ってよろしいでしょうか。

済みませんがお時間をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時28分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 改めて、資料のほうの説明をさせていただきますと思います。

ノースキング、生田原コミュニティセンターの平面図であります。真ん中ほどに縦に点線が書いてありますけれども、これが旧館と新館の分けであります。右手のほうのところに太囲み線で書いてありますけれども、ここの部分が旧館の機械室ということで、ここに入っておりますボイラーがこのたび故障をいたしました。ここのボイラーにつきましては、旧館全体の給湯、暖房及び温泉水の寒温をしております。旧館全体ですから、旧館の1階2階全部ということになります。運転方法につきましては、2機同時並行運転で24時間の運行となっております。

このたび故障いたしましたのは、ちょっと裏面のほうがメーカーのカタログの写しでありますけれども、ボイラーについては真空式温水ボイラーということで、下のほうのバーナー、燃焼室がありまして、その上に熱媒水の入っております場所がございますけれども、その部分を減圧いたしまして熱媒水を70度、80度前後くらいで気化させて給水管、給湯用の缶を温めるという構造になっております。その上の部分の減圧する部分の缶体にピンホールという小さな穴があきまして、減圧できないというような状況になっております。ボイラーについては以上です。

また、平面図に戻っていただきますと、ただいま設置しておりますボイラーにつきましては、平成18年3月に設置しております、そのときに1号機及び2号機両方取り替えております。交換をしております。今回故障しましたのは1号機でありまして、缶体にピンホールがあいておりまして、現在パテ埋め処理ということで応急処置をして運行をしている状況であります。

また、1号機2号機両方とも取り替える部分につきましては、設置された時期が同一の時期でありますことから、また1号機の故障のときに缶体を打検といいますか、たたいて確認しましたけれども、2号機のほうも缶体の肉厚が薄いということでもありますので、今後同様の危険性が高いことからこのたび1号機、2号機ともに交換することを考えております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいま大辻課長のほうから御説明をさせていただきましたけれども、常任委員会等によります説明が不足しておりましたことにつきましては、急を要しておりましたことからお客様へ最大限御迷惑をかけられないという形で措置をしたいということでございますので、何卒御理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 高橋議員。

○1番（高橋義詔君） それでは、これは1号機、2号機2台とも交換するというふうに理解をしています。

それで、1,480万円の算出根拠というのですか。ボイラー1台1号機が幾ら、2号機が幾ら、設置費用が幾らという概算でいいので、わかればその数字を教えてください。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） このボイラーの工事につきましては、今ちょっと手元にある資料によりますと、ボイラー本体につきましては1台350万円ほどというふうになっております。残りがバルブの交換及び交換手数料、工事費ということになります。ですから、失礼しました。ボイラーにつきましては387万円、2機で774万円ということで、これにプラス税金がかかるようになります。そのほかに、設置に係りますところの弁の取り替え等を含めまして、直接工事費といたしましては944万円とい

う形になります。そのほかに、撤去工事といたしまして25万円ほどかかるようになります。あと、撤去しましたボイラーにつきましては廃棄物となりますので6万円ほどかかるようになりますので、合計の直接工事費といたしましては、失礼しました。そのほかに、仮設費用等々含めまして1,480万円という数字になっております。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩

午後 3時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 申し訳ありません。今お答えしました部分について訂正をさせていただきたいと思っております。

ボイラーにつきましては、おおむね2機で780万円、工事については1,000万円程度ということで、そのほか諸経費等がかかりましての金額となっておりますので、済みませんが御訂正をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） ほかにございませんか。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 今と同じ関連の質問なのですがけれども、今動いているのですよね。お客さんに迷惑をかけないという部分で。そして緊急的にやっているのだろうと思えますけれども、先ほどの質問の中にも入っていましたが、関連常任委員会に一切の説明も何もなし。それで、緊急性という部分の中では、お客さんに迷惑をかけないという部分では緊急性なのかもしれませんが、この予算を今回この臨時会に挙げてくる、上程してくるというのはちょっと無理に感じますよ。恐らく12月の議会でどうして間に合わないのかなど。持たせることはできない、途中で壊れてしまうから、そういう予測のもとで今挙げてきたのかどうかわかりませんが、その辺はどうなのですか。今でなければ、どうしても仕方がなかったのか。12月では間に合わなかったのかという、その辺の時間的部分の考え方をちょっと教えていただきたいのです。

それで、多分我々というか一部の議員かもしれませんが、こういう状態で予算を挙げられても今の段階で、今の説明を聞いてもこれは恐らく納得できない、中身がわかりませんので、納得できかねるかなと思っておりますけれども、その今挙げなくてはならなかったのか、12月で間に合うのかと、その部分ではどうですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） それではお答えさせていただきます。

まず、このボイラーにつきましては、発注をかけましてからボイラー自体が納品されるまでメーカーのほうでは3か月見てくれという形になります。ですから、今こちらのほうでは工事が終わるまでは4か月を見たいということで今考えておりますので、御理解いた

だきたいと思いますし、先ほどパテ埋めで応急処置をしたりと申し上げましたけれども、メーカーのほうではパテ埋めはいつまでもつかわらないと、1週間かもしれないし3月かもしれないということも言われていますので、何とかそのメンテをやっているほうには何とかもたせてくれということで、何回でもパテ埋めをしてもたせてくれということで申し上げておりますので、そういったところで納品まで時間がかかりますのでこのたびの御提案といえますか、ということになりましたので御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） かなり今の話ではアバウトな期間設定だと思います。1週間から3か月みたいな話があったら、1週間か2週間しかもたないのだよということであればわからないわけではないのですけれども、1週間しかもたないかもしれない。3か月かもしれないって、ものすごくアバウトに聞こえてしまうのですが、アバウトイコール緊急性にはならないのですよね。緊急性は今言ったように、直近でおかしくなるよというのだったらわかりますが。

それで、これは工事に前後の期間も入れて4か月かかるというお話なのですけれども、これは今発注したら3か月後ですよね。でき上がるの。だから、そういうことを考えればどうなのですかね。それまでもたさなければならないのですよね、今のやつは。でき上がるまで。とすれば、12月の議会でも間に合ったのではないですか。どうですかね。だから、言いたいことは、やはり議会にちゃんと説明してから挙げてほしかったということです。諸々緊急性があつてという話はわからないわけではないのですけれども、委員会で説明したあとでのこういう挙げ方をしてもらわないと、こんな場面ができ上がってしまう。だから、経済部長も今言っていましたけれども、緊急性があつたからという話なので、だからそれは理解します。だけど僕らにしてみれば、説明なしにお金を使ったというのは、僕らも説明責任が住民にありますからね。だからその辺を考えてもらったら、今回のところをちょっと外してもらって、次の議会になるか、ちゃんと説明が終わってからの予算の計上とかそういうふうにしてもらいたいのですけれども、そういうことはできませんか。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまの御質問でございますけれども、今回の関係につきましては工事発注につきまして、会計年度の関係もございまして、資料のほうにも書いてございますが発注から工事開始まで約3か月を要するというところでございますので、年度内に何とか工事を終了してお客様のほうに御迷惑がかからないということで進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○5番（一宮龍彦君） あと1回いいですか。

○議長（前田篤秀君） いいですよ。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 12月の議会までにあと1か月ですよね。だから、お客様に迷惑

がかからないようにというのは、先ほどから言っているようにわかるのですけれども、議会側をちょっと納得させてほしい。そういう場面ってこれからつくれませんか。

○議長（前田篤秀君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） 御指摘のあったことにつきましては、今後そのようなことに留意しながら進めてまいりたいというふうに存じ上げますが、このたびのことにつきましては緊急性もございますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 3時50分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ほかに。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） この件につきましては、確かに客商売をやっているという部分で1日も早く取り替えたという担当者の思いは了解いたしました。ただ、こちらから要望してこの資料が出てきたと。それで先ほど、内容についても口頭で金額の御説明をいただきました。私たちとしては、やはりこれだけの金額の工事ですから、緊急を要するものであるとは言いながら事前にせめてこの資料ですとか、概算の数字くらいは御説明をいただきたいなど。

それと、このノースキングに関しては、建てられてからかなりの年数がたっておりまして、これから先もいろいろな不具合が出てくる可能性があるのではないかと認識をしているところです。やはり突発的な事故もあるとは思いますが、年次計画をきちんと立てていただいた中で危険性のある部分、日ごろ検査等もされていると思いますので、そういう部分を段階的に事故がある前に取り替えていくというようなこともこれから考えていかなければならないと思うのですけれども、その辺に対するこれからの考え方をちょっとここでお聞きしておきたいと思うのですが。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） まず、資料の提出が遅れましたことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

それから説明不足につきましてもおわびをさせていただきたいと思います。

ただ、今お話のありました計画的にというお話だったと思いますけれども、このボイラーにつきましては、この旧館につきましては平成3年6月に旧館がオープンしております。平成18年3月にボイラーを交換しております。このときに、14年半ほどもっておりますので、メーカーのほうからも使用頻度にもよりますが10年から15年を目途に取り替えてくださいという指導といいますか、御説明もあったものですから、私どもとしてはこのボイラーにつきましては平成31年度で交換したいと、13年目の平成31

年度で交換したいというふうに考えておりました。ですが、このたび前回と同じような故障が出たということで、これからこのことも含めまして若干の余裕を持った計画を立てていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2歳入に入ります。

17款寄附金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

午後 3時57分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付の議事日程追加表のとおり、日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり、日程に追加し議題とすることに決定しました。

◎日程第22 特別委員会の設置について

○議長（前田篤秀君） 日程第22 特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会において発行する議会だよりを編集するため、4人の委員で構成する広報特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、4人の委員で構成する広報特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時20分 休憩

午後 4時21分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

ただいま設置されました広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

広報特別委員会の委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、広報特別委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩中に広報特別委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を願います。

暫時休憩します。

午後 4時22分 休憩

午後 4時31分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告します。

○事務局長（安江陽一郎君） 御報告をいたします。

名簿につきましては、改めて配付いたしませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

委員長は秋元委員、副委員長は山本委員であります。

以上でございます。

◎日程第23 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

○議長（前田篤秀君） 日程第23 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項

ならびに第75条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長から申し出があります。
お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、承認することに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに御異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年第7回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午後 4時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 為田 篤秀

議長 為田 篤秀

署名議員 秋元 直樹

署名議員 阿部 君枝